

平成25年12月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成25年12月12日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成25年12月12日 午前9時2分宣告（第7日）

応 召 議 員 番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番 松本 正人
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応召議員 な し

出 席 議 員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番 松本 正人
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠 席 議 員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	岩本 敏彦
副 町 長		産 業 建 設 課 長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健 康 福 祉 課 長	岡崎 省治
会 計 管 理 者	西森 恵子	町 民 課 長	横山 覚
総 務 課 長	岡林 護	国 土 調 査 課 長	氏原 敏男
税 務 課 長	田村 秀明	農 業 委 員 会 事 務 局 長	氏原 謙
収 納 管 理 課 長	橋掛 直馬	病 院 事 務 局 長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成25年12月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成25年12月12日 午前9時開議

- 日程第1 議案第76号 平成25年度佐川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議案第77号 平成25年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第78号 佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第79号 佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第80号 佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第81号 佐川町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第82号 佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第83号 佐川町フスボリ地区飲料水供給施設新設事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第9 議案第84号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第85号 中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第11 議案第86号 加茂辺地に係る総合整備計画の策定について

- 日程第 12 議案第 87 号 町道路線の一部廃止について
- 日程第 13 議案第 88 号 訴えの提起について
- 日程第 14 発委第 4 号 子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書
- 日程第 15 発委第 5 号 環太平洋経済連携協定（T P P 協定）交渉参加から直ちに撤退することを求める意見書
- 日程第 16 発議第 9 号 特定秘密保護法案の廃止を求める意見書
- 日程第 17 議員派遣について
- 日程第 18 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議案第76号、平成25年度佐川町一般会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

4番（森正彦君）

平成25年度佐川町一般会計補正予算の中でですね、高吾北広域消防本部、消防救急無線のデジタル化で1億6,710万という大きな補正予算が計上されております。この大きな予算の、なぜ、この予算を組む必要があったのか、というか、デジタル化という説明を受けておりますが、その件と、これは地方債で賄うということですが、地方債の内容、それから、これ大きな予算を補正予算で組む理由、なぜ、当初予算で組まなかったかと、わかってなかったかと、その理由をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。全国の消防救急無線は、これまでアナログ通信方式による音声主体の運用が行われておりました。高吾北消防本部におきましても例外ではなかったわけでございますが、消防救急無線の高度化や電波の有効利用といった観点から行われました平成15年の電波法の関係法令の改正によりまして、平成28年5月31日までに、全ての消防救急無線において、デジタル方式へ移行することが、その法令で規定されております。

今回行います事業は、このことを受けて実施するものでございます。それから、財源につきましては、国の財政支援策の一環であります緊急防災・減災事業債という制度ですが、これが、対象事業費の100%が充当できまして、後に元利償還金の70%が交付税措置されるという、いわゆる有利な制度となっております。

そういうことでありますから、これを活用して事業を実施することにいたしました。なお、これは、今回、関係する越知町も仁淀川町も同様に、この起債を充てるということになっております。

それからあと、最後にですね、どうして補正で行う必要があったかということですが、高吾北消防本部では、当初この事業を平成26年度から実施する予定で作業を進めておりましたが、さっき御説明いたしました緊急防災・減災事業債制度のうちですね、消防無線の

デジタル化のメニューが今年度限りという措置であるという可能性が非常に高くなってきましたことから、急遽、事業を1年前倒しで実施することといたしまして、今回の補正予算案として提出させていただくということになった次第です。以上でございます。

4番（森正彦君）

了解しました。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論は、なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第76号、平成25年度佐川町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第77号、平成25年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第77号、平成25年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手

を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 78 号、佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 78 号、佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 79 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 79 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 79 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 80 号、佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番（森正彦君）

この佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、提出された資料を見せていただきましたが、十分理解ができません。実際に実行の利率は、どれくらい、パーセント、どれくらいか。そして、今回、これを改定する理由、これをお聞きしたいと思います。

町民課長（横山覚君）

お答えをいたします。このたびの延滞金の利率の引き下げが、改正前と改正後で、どのように変更されるかということだと思えますけれども、まだ、改正後の正式な金利があらわせておりませんけれども、後期高齢医療、広域連合から示されております延滞金利の改定予定で申し上げますと、基本、ベースとなります延滞金の利率につきましては、改正前が 14.6%、改正後は、9.3%となっております。

そして、延滞金が発生しました直後の一定期間について、特例的に金利を軽減する期間が設けられておりますけれども、これにつきましては、改正前が 4.3%、改正後が 3%となっております。

そして、延滞金、引き下げの理由でございますが、先般、国税及び地方税におきまして、現在の市中金利の状況が低金利状態であるということ踏まえまして、住民の方々の負担の軽減を図るために、延滞金利率の引き下げの改正が行われたところでございます。

後期高齢者医療保険の延滞金利率につきましては、条例で定めることになっておりますので、この国税、地方税の改正に合わせまして、このたび、延滞金利率の引き下げの改定を行うものです。よろしくお願いたします。

議長（藤原健祐君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 80 号、佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 80 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 81 号、佐川町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 81 号、佐川町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 81 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 82 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 82 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 82 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 83 号、佐川町フスボリ地区飲料水供給施設新設事業分担金徴収条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番（中村卓司君）

この金額、1 世帯当たりの金額が 10 万ということになってるんですけど、算定基礎っていうのがあるのかどうかを、まず、お聞かせを願いたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。このフスボリ地区の飲料水供給施設の分担金の 10 万円の額のことをございますが、これは、算定するにあたっては、事業費の何%とかいうようなやり方もございますが、ただ、この事業につきましては、遠隔地の集落を対象にするものでございまして、上水道とか簡易水道のように密接した集落のところではございません。

そのため、事業費の多寡が非常に差が違ってくるころがございまして。この同じ事業でやっておりますのが、22 年度に開設いたしました西山耕地区、また同じく 24 年度には、西山耕地区のイゲダニ地区でもやっておりますが、10 万円と定めております。

これは、町でやっております他の事業の中での分担金の中をいろいろ調べまして、住民が払いやすいぐらいの金額、10 万円を出したところですが、それは、斗賀野の西組にございます農業集落排水の加入分担金を 10 万円と定めております。そういったところを踏まえまして、10 万円と定め、西山地区、またフスボリ地区で、分担金を 10 万円としたものでございます。

このたび、フスボリ地区の工事完了を目指していく中で、分担金 10 万円と定めてございます。どうぞよろしく願いたします。

8 番（中村卓司君）

ということは、別に算定基礎というのはない、恒例というか、今までのいきさつの関係で 10 万ということになってるようござい

ますけれども。例えば、事業費、ほかでやってる事業費の中で、例えば、5,000 万なり、3,000 万で、それぞれのトータルの事業があると思うんですけど、その中からいくと、件数、参加の件数、例えば、5,000 万あって、その中から 30 戸の参加で 1 人当たりが 10 万ということで 300 万という金額の中から、割合というのが、決まってくるような感じがするんですけども、それもまるっきりないということであれば、この 10 万というのは、高いか安いかというのも議論になろうかと思えますけれども、私的に申し上げますと、例えば、お年寄りが 1 軒で住んでるところ、そういうところになるとですね、高齢者に対して 10 万というのは非常に高いような金額も思うんですけど、例えば、例えばの話ですけど、1 万にしても 1,000 円にしても、いいというように思われますけど、今後の事業があるかと思えますけれども、安くするなりというふうな方法がとれまいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。先ほど申しましたように、これは、県単事業で、西山の 2 カ所とフスボリ地区、3 カ所計画しまして、やっておる事業でございます。

今後この事業の導入の予定はございませんが、この、先ほど申しました 10 万円につきましても、最初ちょっと私の答弁があれでしたが、事業費の何%というやり方もございます。

県のほうからは、これは補助金 3 分の 2 でした、町等で 3 分の 1 を出すようになっておりますので、その 3 分の 1 の中で何%とかいうことは決められる手だてもございますが、先ほども言いましたように、集落が点在しておるところで、西山の耕地区、それとイゲダニ地区、フスボリ地区、比べましても、やはりそれぞれまちまちの状態になっておりまして、町民、水がない、困っておるというのは、環境は同じでございますが、それを事業費ベースでやり、これを一律 3%とかいうふうにもっていけば、これはとても 10 万円で済むものじゃあございません。

そういうことから、町内の、既に実行されております農業集落排水の加入分担金というのが 10 万円になっておりますので、そういったもの等々懸案をした上で、最初の端の 22 年度の西山耕の際の分担金条例を定めさせていただいたものでございます。

あとは、24 年度、そしてこのたびのフスボリ地区につきましても、

それを踏まえて同額の 10 万円とさせていただいたところでございます。

なお、この、なかなか一括で 10 万円が支払いにくいという受益者の方もおいでるかもしれません。それは当然、お年寄りの世帯もでございますので、そういうことも十二分に考えられますので、この第 5 条のほうに、分担金徴収方法等というところでございますが、第 5 条に、分担金は町長が定める日までに町に納入するものとする。ただし、町長が適当と認める場合は、分割払いの方法にすることができるということで、ここで、受益者の方と話し合いをもって、何回払いの分割にしていくのとか、そういうのを協議しながら、受益者の、1 回に 10 万円という負担を軽減できるような方法で、これを対応したいということで、この第 5 条のただし書きを加えらしていただいております。

8 番（中村卓司君）

事業を行う、それから仕事をする上において、この固定観念の中から仕事をするというよりも、少し、こう疑問を持って仕事をするという意味からすると、10 万円が高いか安いかということ単純に考えた場合には、決して安くないというふうに、私は思っています。

そこでですね、少し、手前に職員の方から話を聞いたんですけど、個人でやっておられる今まで水道がない人が、谷から水道を引っ張ってきて、やるについては、これ以上の金額がかかるかということ、決して、その 10 万円ということに対して、参加する人が不服を言ったりする事例がないというふうな話も聞きましたけれども、先ほど言ったように、10 万円という金額で、もう文句も言わずに引かないという方も、中におるかもわかりません。

そういったことの考えから言うと、みんなが引ける、誰でも安く引ける、今までの固定観念を全て捨てて、例えば、1,000 円なりの負担金ということになる可能性があるのかどうかということをお聞きさせていただきたいと思っております。

産業建設課長（渡辺公平君）

先ほどちょっと、これも説明不足であったかと思いますが、1,000 円とか、可能性としては、この同じ事業を導入して、この県の、このたびのフスボリ地区でやったような事業を導入してやっていくのであれば、これ全く同一の事業ですので、やはり 10 万円をフスボリ、西山でやっておる以上は、10 万円を継続して行って、全く同じ

ような分担金条例になってくるかと思えます。

ただ、言われておる御趣旨は、十分理解しますので、いろいろ町民から負担を求める場合、そのときには、その実情に合うたような説明責任、あるいは意見の、十分聞くということが必要になってまいります。

当事業なんかも実施していく場合には、水が不足しておるといふ実態があり、現地も何度も足を運び、他の事業等、いろいろ模索した中で、住民とも協議してこういった事業があると、こういった事業を早期に導入していくという中で、この町民の分担についても、意見も聞き、話し合いをした上で、西山もフスボリ地区も進めてきたところでございます。

確かに、おっしゃるように、高齢化が進み、金銭的に、なかなか大変になるような世帯もございますので、新たに、こういった事業等、また町民に分担金を求める事業というものが発生する際には、当然、固定観念とかいうのは捨てて、その体に応じられるようなことを考え、意見を取り入れていくということが必要になると思えます。

十分、そこの辺を今後、配慮した上で、町行政を執行していかなければならないと思うておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「可能性があるかないかだけを聞かせて」の声あり）

産業建設課長（渡辺公平君）

すいません、同一事業で、この県単事業3分の2の補助金を導入しての同じ事業を町内でやる場合には、やはりこの10万円というものを維持していかんと、先にやったところ、先にやったところとは、西山の2地区とフスボリの2カ所、と、ちょっと差が出てくるのは、適切ではないと。この事業でやるのであれば、やはり10万円を踏襲し、分割払いとかいう方法しかないように思います。

他の事業を何とかするとか、新たな分担金を取るような事業が発生したときには、先ほど申しましたようなことを実施せないかんと思えます。

現状では、この事業を町内、他の地区に導入するというのは、計画は、現在のところは全くございません。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 28 分

再開 午前 9 時 30 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 83 号、佐川町フスボリ地区飲料水供給施設新設事業分担金徴収条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 84 号、工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番（永田耕朗君）

玉割小橋も、いよいよ最終段階の仕上げであります。この契約金額 5,145 万というのは、予定価格に対しての何%で落札しておるのか、お尋ねをいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

契約金額、消費税が入っております。この参考資料のほうの 1 ページのほうをごらんいただきます。

予定価格 5,073 万 9,000 円、落札価格 4900 万。96.6%の落札率となっております。

10 番（永田耕朗君）

堀見町長になりまして初めての契約議案であります。堀見町長は、この 96.6%の落札率をどのように判断をするのか、お聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えします。適正な入札の結果、このような落札金額になりましたので、このことに関しては、しっかりと競争原理が働いているというふうに考えます。また、今、県の仕事も含めて、落札されない不落の案件も続いております。労務費も上がっております。材料費も上がっております。職人さんを見つけて来るのがなかなか大変な、今、そういう状況になっております。96.6%が高い落札率というふうに思われるかもしれませんが、現状の、実情を踏まえれば、適正な競争入札が行われたというふうに、私は、判断をいたします。以上です。

10 番（永田耕朗君）

今の現状は、大変人出不足ということが新聞等でも報道されておりますけれども、以前であれば、非常に県に準ずるとなれば高い落札率であると思いますが、今後、堀見町政としては、こういった契約議案につきましては、それなりの目配りをしていくべきであろうとは思っていますので、今後とも、そういうことは留意をしていただきたいと思います。と申し添えます。

9 番（松本正人君）

この落札の件に、直接というわけではないですけれども、皆さん御存じのように、斗賀野の住宅の、いよいよ工事が始まるということで、起工式の案内もいただいているところです。

それについては、金額が 5,000 万を下回るということだろうと思いますが、案件に入ってこないという状況になってはいますが、そこで聞いた話によりますと、いわゆる分離発注をされているというふうに聞きました。

それはまあ、その発注についてはですね、町長が新しくなったからそうだったということではないとは思いますが、しかし、いわゆる水回りとか、そういったもので、それぞれの分離発注をするというような形は、佐川町では業者さんによりますと、初めてのことで、こういうふうに聞きました。

これも、再三、分離発注するべきではないかということをおも言

うてきましたけれども、こういったやり方をですね、今後も、お続けになるつもりはあるのか、お伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えいたします。案件ごとに、仕事の内容、建物の構成、判断をいたしまして、分離発注をしたほうがいいもの、分離発注をしないほうがいいもの、その都度、判断をしていきたいと考えております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 84 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 84 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 85 号、中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 85 号、中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について

て、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 85 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 86 号、加茂辺地に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います

議案第 86 号、加茂辺地に係る総合整備計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 86 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 87 号、町道路線の一部廃止について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 87 号、町道路線の一部廃止について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 87 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 88 号、訴えの提起について、議案の訂正についての申し出がっております。堀見町長に説明を求めます。

町長（堀見和道君）

議案の訂正についての説明をさせていただきます。まず、議案を訂正しないとイケない状態になりまして、まことに申しわけなく、おわびを申し上げます。

議案第 88 号、訴えの提起について、の訂正について御説明をさせていただきます。

3 番、訴えの趣旨、その中で、期間を平成 11 年 4 月から平成 24 年 3 月までというふうに記載をさせていただいております。説明させていただいておりますが、平成 24 年 3 月を平成 25 年 3 月、このように議案を訂正をさせていただきたく、御説明申し上げます。よろしく願いいたします。以上です。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。

本件は、申し出のとおり許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 88 号、訴えの提起について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、発委第 4 号、子ども・子育て支援新制度をすべての幼

い子どもの育ちを支える制度とするための意見書、を議題とします。
提案者の説明を求めます。

7 番（岡村統正君）

（以下、「発委第 4 号、子ども・子育て支援新制度をすべての幼
い子どもの育ちを支える制度とするための意見書」朗読）

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第 4 号、子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの
育ちを支える制度とするための意見書について、原案のとおり決定
することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第 4 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、発委第 5 号、環太平洋経済連携協定（TPP 協定）交
渉参加から直ちに撤退することを求める意見書、を議題とします。
提案者の説明を求めます。

7 番（岡村統正君）

（以下、発委第 5 号、「環太平洋経済連携協定（TPP 協定）交
渉参加から直ちに撤退することを求める意見書」朗読）

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第5号、環太平洋経済連携協定（TPP協定）交渉参加から直ちに撤退することを求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第9号、特定秘密保護法案の廃止を求める意見書を議題とします。

提案者の説明を求めます。

9番（松本正人君）

休憩願います。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午前9時54分

再開 午前9時55分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番（松本正人君）

(以下、発議第9号「特定秘密保護法案の廃止を求める意見書」

1ページ目朗読)

案文を朗読して提案とさせていただきます。

(以下、発議第9号「特定秘密保護法案の廃止を求める意見書」

2ページ目朗読)

以上ですが、この法案が決まった後も、日に日に批判や懸念の声が高まっているということは、既に、新聞等の報道でも御承知のことだと思えます。皆さんの懸命なる御判断を仰ぎたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（藤原健祐君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第9号「特定秘密保護法案の廃止を求める意見書」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、発議第9号は、原案のとおり否決されました。

日程第17、議員派遣について、を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

日程第18、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案は終了しました。町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

改めまして、皆さんおはようございます。12月の定例会、これをもちまして無事に終了となりますけれども、執行部のほうが提出をさせていただきました議案につきまして、貴重な御質問、また慎重なる御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

私自身、本年10月28日から町長として公務をスタートさせました。本定例会が、初めての定例会ということで、準備につきましても慎重にさせていただきましたし、また、定例会につきましては、かなり緊張もいたしました。無事に、町長としての役目を果たせたのではないかなあというふうに考えております。

今後、私は、佐川町のために、佐川町民のために、しっかりと仕事をしてまいります。ぜひ、議会の皆様におかれましては、引き続き御指導、御協力、また叱咤激励もいただきまして、両輪となり、この佐川町、町政運営のさらなる発展に向けて、御尽力いただければと思います。

言葉足らずで申しわけございませんが、本定例会終了に際しましての、私の御挨拶とかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

本日の会議は、これもちまして終わります。

平成25年12月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時6分